平成２４年（フ）第７９号
高知県南国市陣山549番地６
債務者　塩田　由美
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０１号
高知市薊野西町３丁目28番１号
債務者　石川　雅生
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０２号
高知市薊野西町３丁目28番１号
債務者　石川美枝子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１６号
高知市西塚ノ原21番地８
債務者　山脇　智和
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０号
大分県日田市大字竹田353番地13
債務者　平川　義人
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第６４号
北海道苫小牧市花園町３丁目３番13号　ハイツまるいＮＯ134―203号
債務者　宮下　真人
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１６６号
神奈川県小田原市曽比3200番地　市営浅原住宅116号
債務者　高木　　昇
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２８９１号
福岡市東区貝塚団地８番802号
債務者　上崎　静正
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９００号
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目15番16号
債務者　冨山　雅明
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３１号
福岡市東区松田３丁目４番28―305号
債務者　井上　正徳
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原282番地６菊水苑住宅２号
債務者　城戸　静子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３６７号
福岡市博多区板付３丁目１番308号
債務者　広本　　智
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７６号
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原895番地３
債務者　實籾　　章
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０３号
福岡市城南区梅林１丁目８番21号
債務者　榎本　　円
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４１０号
福岡県糟屋郡久山町大字猪野656番地１
債務者　森　　正克
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４１４号
福岡市中央区高砂２丁目18番10―407号
債務者　岩本　國臣
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４１６号
福岡市城南区友丘４丁目11番１号
債務者　高取　邦江
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３５号
福岡市早良区田村４丁目14番14―508号
債務者　塩塚佐代子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部